

平成 29 年度

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

事 業 計 画 書

平成29年度事業計画

第1 基本方針

わが国の生乳生産基盤が脆弱する中、本道においては官民一体となって生乳生産増加に取り組んできたところです。しかしながら、6月の天候不順や、8月末の4回にも及ぶ台風被害等の影響から、昨年9月以降生産乳量は前年比を下回る状況となっています。

また、規制改革推進会議による指定生乳生産者団体制度の見直し議論が開始され、多くの業界関係者の意向に反し指定団体以外の取引事業者に対しても加工原料乳補給金が支払われることになるという大きな改革が行われようとしています。

一方海外では、英国のEU離脱やアメリカ大統領の交代によるTPP離脱など保護主義的な動きが強まり、大変不透明な状況になっています。

わが国の酪農業界においては、酪農家の減少や肉牛価格の高騰並びに乳牛価格高騰を背景とした乳用後継牛資源の不足が続き、生乳生産基盤の低下がみられます。そのような状況の中、補正予算も含め畜産クラスター事業など、かつてない規模の政策導入が実施されております。さらに、限られた乳用牛資源を最大限に有効活用するために、ベストパフォーマンス実現に向けて、国並びに道として酪農現場において取り進めるよう関係機関が一体となり取り組んでいるところであります。

酪農経営に不可欠な情報を積極的に活用して、経営改善に繋げていただくためにも、本会が行っている検定・検査事業から構築される情報の重要性がますます高いことを認識し、スピード感を持って対応していく必要があります。

このような情勢を踏まえ、平成29年度における本会の事業は、従来から引き続く事業のほか、乳用資源の効果的な回復を目指す牛群検定促進クラスター事業の実施や、生乳生産に関する各種ロス低減対策に協力し、効率的に本道酪農の健全な発展のための取り組みを実施して参ります。

第2 事業実施計画

1 乳牛検定事業関係

(1) 牛群検定事業

ア 牛群検定の推進

牛群検定は、検定組合 98 ヶ所、検定農家 4,310 戸、検定牛 34 万 8 千頭規模を基にして事業を展開する。

牛群検定の一層の推進を図るため、検定未加入農家を対象とした通称「お試し検定事業」を実施するとともに、新規加入農家に対するアンケート調査を実施し、生産現場のニーズを把握して、今後の加入促進の取り組みに反映する。

また、検定手法の簡易化、農家負担低減に向けた方策を検討し、牛群検定事業の効率化を図る。特に、大規模検定農家の検定を継続できる方策を検定組合等と検討するとともに、検定加入によるメリットを訴求する。

過年度より運用している牛群検定 Web システム DL について、要望のある NOSAI の診療情報、各種生産情報等との連携を継続し、効果的な情報提供手法の検討、システムの活用、普及推進に係る取り組みを、検定組合、連合会、関係団体等と連携して取り組む。

加えて、北海道牛群検定促進クラスター協議会の事務局として、性判別精液・受精卵の活用を推進することで優良乳用後継牛を確保し、本道における生乳生産基盤維持・拡充に努める。

イ 乳牛検定組合に対する支援

検定成績の信頼性確保のため、検定業務の確認・指導等を行い、組合事務処理の適正な執行に係る支援を行う。

また、検定組合の広域化・連携等について助言・支援を行い、検定事業のコスト削減、検定組合の運営基盤の強化に取り組む。

ウ 検定業務の効率化の促進

農家負担の軽減に向け、搾乳実態に応じた検定手法等の検討を継続し、検定業務の簡易化ならびに効率化を図る。

特に、増加傾向にある搾乳ロボット導入農場、大規模農場に対応するシステム構築のため、搾乳機器メーカー等と連携を強化して情報の収集を行う。

エ 検定情報活用の支援

生産現場が求める情報を提供するとともに、これらの活用に係る地域の取り組みへの積極的な支援を行う。特に、地域の核となる支援者等との連携強化を図り、検定情報の利用場面の拡大を図る。

また、リーフレット等を通じて、飼養管理技術、検定情報の活用方法、活用事例等を広く発信する。

オ 研修会・講習会開催ならびに講師派遣

牛群検定事業の円滑な推進を図るため、乳牛検定組合連合会との連携の下、乳牛検定組合長協議会、検定員研修会を適宜開催する。また、検定員養成研修会において、検定業務に関する実践的な内容を取り扱うとともに、検定指導士認定講習会を開催し、適格者について北海道知事の認定を申請する等、牛群検定事業の基盤を支える検定員の資質向上を図る。

また、検定組合等が開催する研修会等に積極的に講師を派遣し、牛群検定 Web システム等をツールとして、検定情報の利用促進を図る。また、地域の核となる支援者等と連携し、より生産現場に密着した研修会を開催する。

カ 国内外の検定情報に係る情報の収集

酪農経営の改善に有用な情報を提供するため、国内外の牛群検定組織の情報を積極的に収集し、新たな指標の開発も含めた効果的な情報の提供手法を検討する。

(2) 後代検定事業

北海道内の改良団体と連携し、ゲノミック評価を始めとした遺伝評価手法の研究と開発に取り組むとともに、北海道乳牛改良委員会に参画し、新たな改良システムの構築に向けた提言を行う。

また、後代検定事業の推進を図るため、研修会、ホームページ、リーフレット等を通じ調整交配、ゲノミック選抜等への理解醸成に取り組む。併せて、SNP 関連事業に積極的に取り組みリファレンス集団拡大に寄与する。

(3) 電子計算業務

ア 検定情報処理システムの補完と開発

牛群検定 Web システム、検定用タブレットアプリケーションの完成度を高めるための補完改修を継続する。なお、牛群検定 Web システムについては、操作画面のデザイン改修を行い利便性の向上を図り、取得できるファイルの拡充を進める。また、将来的な基幹システムの移行に向けた調査、検討を開始する。

イ 牛群検定データを用いた調査研究

大学などの試験研究機関と連携し、乳牛の生産性向上に寄与する調査研究を行う。関係団体との共同研究および情報交換を継続し、遺伝評価情報の拡充を図る。また、学会や研修会などへの参加を通じて、情報収集・発信および技術の取得に努める。

2 生乳検査事業関係

(1) 生乳検査事業

ア 合乳検査の実施

生乳取引に関わる公正の確保と乳質の改善・向上に資するため、指定生乳生産者団体および乳業者からの申請により、合乳検査を実施する。なお、検査対象乳量については平成 28 年度の見込みに対し 100.0%とする。

イ 個乳検査の実施

乳代配分および乳質改善に資するため、農協等からの申請により、個乳検査を実施する。

ウ 個体乳検査

乳牛検定組合からの申請により、乳牛検定事業での個体乳検査を実施する。
また、測定機のケトン体パラメーターについて、利用に向けた対応として専門委員会などで検討し、併せて機器の整備について順次進める。

エ 依頼検査

農協および工場等からの依頼により、生乳検査業務規程に基づく各種生乳検査を実施するとともに、抗菌性物質検査用シャーレを農協等に提供する。

オ 生乳検査精度管理の充実強化

(一社)J ミルクが実施する生乳検査施設の認証制度の認証生乳検査施設として、作業標準等に基づく適正な精度管理を行う。

公定法による成分検査に関わる国際的な技能試験の受検を行うとともに、精度管理体制強化のために平成 29 年 1 月に取得した ISO/IEC17025 の規格に基づき適正な精度管理を行い、その成果を活用する。

(2) 乳質改善支援業務

ア 乳質改善協議会への支援

北海道乳質改善協議会が取り進める抗菌性物質残留防止対策、乳質の更なる向上を目的とし、異常乳発生防止対策、乳房炎防除対策、生乳集荷業務向上対策を支援するとともに、乳房炎防除対策研究会やミルク管理技術者講習会等の各種研修会、委員会並びに現地支援に積極的に協力する。

イ 道外向け生乳の乳質向上への取り組み

道外移出乳の安定的な品質確保を目的に、地区乳質改善協議会に協力し、地区、期間を設定して道外移出乳の生菌数実態調査を行い、地区乳質改善協議会ならびに JA と連携し、原因調査と改善指導を継続実施する。

ウ 生乳検査機器等の精度チェックと校正指導

指定生乳生産者団体からの依頼に基づき、農協等が所有する乳成分、体細胞数測定機および細菌数測定法のクロスチェック(年 4 回)を行うとともに、乳業者が所有する乳成分測定機についてもクロスチェック(年 6 回)を実施し、必要な場合には校正指導を行う。

エ 生乳の風味向上への取り組み

新たなパラメーターとして、異常風味であるランシッド臭の指標となる FFA(遊離脂肪酸)の精度管理ならびに検査態勢が全道的に整備されたことから、農場

段階による一層の風味向上に資するため、データ提供を行う。

オ 生乳取扱者技術認定講習会の開催

生乳取扱者の生乳等に関する基礎知識および生乳検査技術の水準向上を図るため、「北海道生乳取扱者技術認定講習会」を開催し、適格者については北海道知事に認定を申請する。

(3) 安全・安心に向けた取り組み

ア 生乳のトレーサビリティの確保

指定生乳生産者団体が運用する生乳トレーサビリティシステムに対して、本会情報システムを介しての乳量・乳温情報の供給、並びに検査データの提供等を行うことで協力する。

イ ポジティブリスト制度に関わる対応

生乳の安全・安心の確保を目的としてとり進められている生乳生産履歴の記帳・記録の推進に協力するため、記帳様式の改善や搾乳衛生管理状況、農薬・動物用医薬品等使用記録と保管状況の現地検証に積極的に参加する。

また、(一社)Jミルクが全国段階で行う農薬等の試験検証に協力するとともに、指定生乳生産者団体の依頼に基づき、道内における悉皆検査対象外抗生物質残留に関する検証検査を行う。

ウ 自記温度計更新に係る協力

指定生乳生産者団体が運用するトレーサビリティの中核を担うバルククーラ自記温度計の今後の展開に係り、その機能などについて、中心となる北海道乳質改善協議会の検討に参画する。

(4) 調査試験業務

ア ケトン体検査に関する調査試験

乳牛の周産期疾病に関するケトーシスのスクリーニング検査用に開発された乳成分測定機のケトン体パラメーターについて、引き続き実用化を検討し、平成30年度を目途としたデータ提供に努める。

イ 効果的な官能評価員養成方法の検討

生乳の格付け検査として重要な位置づけである風味検査について、平成 28 年度に引き続き、全検査員を対象にトレーニングを実施し、分析型パネリストの効果的な養成方法を検討する。

ウ 申請調査試験の実施

根室地域で展開されているマイコプラズマ乳房炎防除対策の一環として、PCR 法を用い、バルク乳を試料とした同菌のスクリーニング検査を実施する。

また、出荷毎バルク情報を利活用することによる生乳生産基盤の強化に資するための申請調査試験を実施する。

(5) 効率的な検査体制の構築

酪農家戸数の減少も含めた生乳生産状況の急激な変化を受け、大きく変化しつつある生乳生産構造にあわせた合理的な生乳検査体制構築の一環として、8 事業所体制を維持しつつ、生乳検査の一層の集約化を進める。さらに、生乳流通合理化促進事業による成分・体細胞数測定機の導入を行い費用の削減を図るとともに、将来の全道規模での主要測定機配置の最適化に向けた取り組みを行う。

また、個乳検査等未委託地域との委託について継続的に協議する。

(6) 牛群検定システムと個体乳検査システムとの連携

個体乳のケトン体データの実用化に係り、当該データの活用には検定情報の付加価値が必要であることから検定及び検査システムの連携を強化する。

(7) 道産食品独自認証制度の推進

道が推進する道産食品独自認証制度の登録検査機関として、引き続きナチュラルチーズの認証に関わる審査実務の取り組みを行う。

3. 総務部関係

(1) 組織運営関係

ア 中期計画(平成27年度～平成29年度)の推進

本年度は中期計画の最終年度となることから、推進状況の確認と重点事項の検証を行う。現計画は「第7次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」並びに「第9次北海道家畜改良増殖計画」に留意し、特に、乳用後継牛頭数の減少など生乳生産の停滞要因を打開するため、前年度は道の助成を得て実施した「乳用牛ベストパフォーマンス実現事業(BP)」について、本年度は本会独自の事業として、この間の推進経過と課題を踏まえつつ“牛群検定 Web システム DL”のさらなる効果的な普及等について行政をはじめ関係者との連携をより密にしながら所期の成果が達成できるよう取り組むこととしている。

また、本年度は次期中期計画の策定にあたり、中期計画検討委員会ほか関係者の意見を集約しながら取りまとめることとしている。

イ 財務の健全化

主要検査機器の取得にあたっては補助事業の活用等財務上の軽減が図られる取り組みを行いつつ、中期計画と連動させながら受益者負担の軽減に資する方向を堅持するとともに、毎年度課せられる公益法人の財務規律が遵守できるよう努める。

ウ 施設の整備

かねてより課題となっている建物施設の更新については、最も老朽化が著しく、また、面積の狭隘な根室事業所について、平成30年度を目途に移転できるよう、地元関係者の理解と協力を得ながら取り進めることとする。

エ 業務効率化の推進

これまで乳牛検定システムと生乳検査システムが両建てで管理してきたが、財務および効率面で負担が過重となっていたことから、システムの次期更新に照準を合わせ現状の不都合解消のための取り組みを開始する。

また、前年度の内部調査において、各部署の業務工程管理が部分的に不均一になっていることが確認されたので、この解消を図りながら今後の酪農情勢の変化等に柔軟に対応できる組織作りを進めることとする。

(2) 基本事項への対応

次の事項について対応を行う。

- ア 公益法人としてのコンプライアンスの徹底
- イ 機関誌「乳's」の定期発行
- ウ ホームページでの情報提供・情報開示
- エ 個人情報の保護及びマイ・ナンバー制度に係る対応の徹底
- オ ネットワーク並びに保有情報等に対する危機管理の強化
- カ 人事・教育研修等を通じた職員の能力向上への取り組み